第１号様式
（第１条関係）

（表面）

|  |
| --- |
| 令和　　年　　月　　日　　（宛先）大田区保健所長開設者住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）　　　開設者氏名（法人にあっては名称及び代表者職氏名）印　歯科技工開設届　下記のとおり、歯科技工所を開設したので届け出ます。記記記以上 |
|  | １ | 名　　　　　　　称 | 　 |  |
|  | ２開設の場所 | 開設場所 | 電話　　（　　）　　　　　ﾌｧｸｼﾐﾘ番号　　（　　） |  |
|  | ３ | 開設年月日  | 令和　　　年　　　月　　　日 |  |
|  | ４ | 管理者管理者の住所及び氏名 | 氏名 |  |  |
| 住所 | 電話　　（　　）　　　　　ﾌｧｸｼﾐﾘ番号　　（　　） |
| 免許の種別、登録番号及び登録年月日 | 種　別　　　　　歯科医師　・　歯科技工士第　　　　　号　　　　　　　年　　　月　　　日 |
|  | ５ | 業務に従事する者の氏名等 |  |
|  | 種　別 | 氏　名 | 免許登録番号及び登録年月日 | リモートワークを行う場合、その場所及び従事者の連絡先 |  |
| 歯科医師歯科技工士 |  | 第　　　　　　　号 年　　月　　日 |  |
|  | 歯科医師歯科技工士 |  | 第　　　　　　　号 年　　月　　日 |  |  |
| 歯科医師歯科技工士 |  | 第　　　　　　　号 年　　月　　日 |  |
| ６ | 構造設備の概要及び平面図（別添） | 歯科技工所面積　　　　　　　　　　　㎡造　　　　　　　　　　　階建歯科技工所の構造設備の詳細は裏面のとおり |  |
|  |  |

|  |
| --- |
| （裏面） |
| 　**歯科技工所の構造設備** |
| 項　　目 | 歯科技工士法施行規則 | 状　態 |
| ① | 歯科技工を行うために必要な設備及び器具等を備えている。 | 第13条の２第１号 | 有・無 |
| ※「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は次のとおり□防音装置　　□防火装置　　□消火器　　□照明設備　　□空調設備□給排水設備　　□石膏トラップ　　□空気清浄機　　□換気扇□技工用実体顕微鏡（マイクロスコープ）　　□電気掃除機　　□分別ダストボックス　　□防じん用マスク　　□模型整理棚　　□書籍棚□救急箱　　□吸じん装置（室外排気が望ましい）　　□歯科技工用作業台□材料保管棚（保管庫）　　□薬品保管庫 |
| ② | 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できる。 | 第13条の２第２号 | 適・否 |
| ③ | 手洗い設備を有している。 | 第13条の２第３号 | 有・無 |
| ④ | 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されている。 | 第13条の２第４号 | 適・否 |
| ⑤ | 安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10㎡以上の面積を有している。 | 第13条の２第５号 | 適・否 |
| ⑥ | 照明及び換気が適切である。 | 第13条の２第６号 | 適・否 |
| ⑦ | 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものである。 | 第13条の２第７号 | 適・否 |
| ⑧ | 出入口及び窓は、閉鎖できるものである。 | 第13条の２第８号 | 適・否 |
| ⑨ | 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有している。 | 第13条の２第９号 | 有・無 |
| ⑩ | 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えている。 | 第13条の２第10号 | 有・無 |
| ⑪ | 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有している。 | 第13条の２第11号 | 有・無 |
| ⑫ | 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有している。 | 第13条の２第12号 | 有・無 |
| ⑬ | リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じている。 | 第13条の２第13号 | 適・否 |
| 備　考１　免許の種別及び構造設備の状態については、該当するものを○で囲むこと。２　歯科技工を行うために必要な設備及び器具等は、備えている設備及び器具の前の□にレを付すこと。３　歯科医師及び歯科技工士は、免許証の写しを添付すること。４　開設者が法人の場合は、登記事項証明書を添付すること。５　歯科技工所の平面図には機械、器具等の配置を記入すること。敷地の平面図、付近の見取図を添付すること。６　リモートワークとは、「２　開設場所」以外の場所で情報通信機器を用いて、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行うことをいう。ただし、切削加工や研磨等を行わない業務であること。（注）免許証については、本証を持参すること。現に他の歯科技工所を開設し、管理し又は勤務している場合は、その名称及び所在地 |